口

山

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

○告示

目

次

6 月14日 (火曜日)

令和4年

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供 評価に関する事項を記載した書面は、令和四年六月十四日から同年七月五日までの間、

工場又は事業場の名称及び所在地 名称 氏名又は名称 申請者の氏名又は名称及び住所 令和四年六月十四日

日鉄ステンレス株式会社

山口県知事

村 岡 嗣 政

東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

所在地 周南市野村南町四九七六番地 日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所 (周南エリア)

特定施設に関する事項

種類、 構造及び使用時間間隔等

(環境政策課) ……九

(環境政策課) ………

生浪传語注の裁定に基づく放補機関の指定(厚政語)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		構		造		使	用の方	法
救急病院の認定(医療政策課)	種類		事着	事完	用開	用 诗	目当た	節り
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)		能力	年予 月 日定	年予 月 日定	年予 月 日定		間用	動の概要
道路の区域の変更(道路整備課)		2	NI II V	NI 四 、			I F	j
道路の供用の開始(道路整備課)一五	ラーロ	m³。/分	七、六	七、六	七、六	連続	二匹時間	変動なし
○公告		五 〇 〇						
令和四年クリーニング師試験の実施(生活衛生課)一五	"	m³:/分	"	"	"	"	"	"
土地改良区の役員の届出(農村整備課)一六								
基本測量の実施の終了(監理課)一七	"	"	"	"	"	"	"	″
○公安委告示		二 元 〇						
警備員指導教育責任者講習の実施一七	"	m³·/分	"	"	"	"	"	"
○公安委公告	,	 ∣	•	,	•	,		
般競争入札の実施	"	(m)/分)	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"
山口県告示第百六十一号	"	(m³-/六〇	"	"	"	"	"	"
づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基	"	"	"	"	"	断続	一六時間	"

	相 4	年6月	月14日	火曜	EH .	Ц	4	П		県	報		(分	三期)		第 3	12 号	•
	"	"	"	"	"	"	"	"	六一ーハ	"	"	"	"	"	"	"	"	
F	〇・〇〇三七五 /	(t/時)	(t/時) //	(ナ/時)	(t/時) //	(t/時) が五	(t/時) //	(せ/時) // リー・四 // リー・クロール // リー・クロール // リー・フェール // リー・フ	(t/時) /	(((が 上九) /	"	が 分九	の m³ 分五 分 の	の が 分 の	三、八〇〇 / 時) /	r
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
	断	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	連	"	"	"	断	"	
	続二時	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	続 二四	"	三時	五時	続三時	"	
	間	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	時間	"	間	間	間	"	
れるか	ロエチ	はアルの鉄鋼	備考「六	七四	"	七一の六	"	"	"	"	"	六五	"	"	"	六一ニ	"	
	ロエチレン又はジクロロ	はアルカリによる表面炉の鉄鋼業の用に供するギ	一 四」とは、水質汚濁防ェ	七四(㎡/時	"	一の六 1二0	0		(t _元							ーーニ 六七	4	
おる外の処理施設をいう。	れるとう処理施安という。ロエチレン又はジクロロメタンの蒸	はアルカリによる表面処理施設、同立の鉄鋼業の用に供するガス冷却洗浄法	四」とは、水質汚濁防止法施行令(E 備考 「六一-ロ」、「六一-ハ」及び	七四(常)。七〇〇 《		一の六	0	// (t/時) // (t/世) /			/ (t/時) / (t/)	六五 (t/時)	// (t/時) // (t/所) // (t/の) // (t/o) /	/ (t/時) /	/ (t/時) /	1 - 11		The state of the s
れる水の処理が記をいう。	ロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設並びに	はアルカリによる表面処理施設、同表第七十一号の鉄鋼業の用に供するガス冷却洗浄施設、圧延施	四」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年) 備考 「六一-ロ」、「六一-ハ」及び「六一-こ.	七四(『一八時) / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	"	一の六 1二〇、〇〇〇	〇·〇〇三三三三 (t/時)	(t/時)	(t/時)	(t/時)	(t/時) 一三·七	(t/時)	(t / 時)	(t/時) 三七・四	(t/時) 七〇·六	ーーニ 六七、○○○	'n	H
れる水の処理が記をいう。	こらよりルJ単値安という。 ロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設並びに同表第七十m	はアルカリによる表面処理施設、同表第七十一号の六のトリケの鉄鋼業の用に供するガス冷却洗浄施設、圧延施設及び焼入4	四」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十備考 「六一-ロ」、「六一-ハ」及び「六一-ニ」、「六五」	七四(常一時)。	"	一 の 六 一 二 〇 、 〇 〇 〇 〇	〇·〇〇三三三三 (t/時)	(t/時), / m	(t / 時) /	(t/時) /	(t/時) //	(t/時) 一四・六 〃	(t/時)	(t/時) //	(t/時) /	ー - 二	"	F
	こらとり L/単値安という。 ロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設並びに同表第七十四号の特定	はアルカリによる表面処理施設、同表第七十一号の六のトリクロロエチの鉄鋼業の用に供するガス冷却洗浄施設、圧延施設及び焼入れ施設同ま	四」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)即備考 「六一-ロ」、「六一-ハ」及び「六一-こ」、「六五」、「七一	七四(常一時),	"	一の六	〇·〇〇三三三 (t/時) /	(t/時), / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	(t/時) /	(七/時)	(t/時) /	(t/時六 /	(t/時) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(t/時)/	(t/時) / / / / / / / / / / / / / / / / / /	一一二 六七、○○○ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	0	
** えるかの処理旅記をいう。	れるよう心里を及という。 ロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出さ	はアルカリによる表面処理施設、同表第七十一号の六のトリクロロエチレン、テーの鉄鋼業の用に供するガス冷却洗浄施設、圧延施設及び焼入れ施設同表第六十五号	四」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十一号 備考 「六一-ロ」、「六一-ハ」及び「六一-ニ」、「六五」、「七一の六」並びに「七	七四(常/時)///////////////////////////////////	, ,	一 の 六 一 二 〇 、 〇 〇 〇 〇	〇·〇〇三三三三 (t/時) / / / / / / / / / / / / / / / / / /	(t/時), / m	(t/時) / / / / / / / / / / / / / / / / / /	(t / 時) / /	(十一時)が	(t/時) / / / / / / / / / / / / / / / / / /	(t/時) v	(t/時)/	(t/時) // // // // // // // // // // // // //	ー - 二	"	The state of the s

 $(\underline{\hspace{1cm}})$

排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

令和	[] 4 年	6月1	14日	火曜日		山		П	県		報		(定其	月)	ļ	第 312	号
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	六一一口	種類	
七.五	11	五.	Щ	五.		四 · 五		"	一 · 五	<u>г</u> ц •	ĮЩ	二 · 五	ĮЦ	八.九		通 水素イオ	
八 · 五 \ 六	八八一	八~四	八~二	八~四	三~一	五~三	_		三 ≀ —	"	五~三	三≀二	四 · 五 / 三	八 	- - 三≀五	ポン濃度大	汚
九 · 四	"	五.	0	五.	_ O	五五	三〇七・三	五五		二・七	三	五. · 四	四	五.	四 · 一	化学的酸素	水等
一 八 三	"	八	0	八	=======================================	<u> </u>	<u>II</u>	-10	=======================================	"	"	"	"	"	<u></u>	大量	の
一 五 〇	"	五. · 五.	五.	五. · 五.	- - 0 0	七〇	五	"	- 0 0	九〇	100	九〇	 O	五	九〇	遊幣	汚
1100	"	一九	 O	一九	"	1100	 O	"	"	"	"	1100	"	五〇	1100	最 mg 質 化 量	染
1	"	- - 0 0	 O	- - 0 0	11, 000		五〇〇	四〇	1, 000	"		一〇四	_	四七	一七八	通窒	状態
一 · 五	"	11100	八〇	11100	111, 000	<u> </u>	五〇〇	1100	11, 000	"	<u> </u>	1100	一 · 五		11100	最 「mg / と ** 大	の の
〇· 〇八	"	0 .	〇 · ○ 五	0 .	〇 · 五	0 .	1,000	〇· 七	"	"	"	0 .	〇 · · 五	0 .	〇 · 五	道常 燐%	値
一 · 五	"	"	"	〇 · 五.	0 .	0	11, 000	0 : 11	0 .	"	0.11	"	· -	〇 · 五	0.	最 mg / 化	
目, 国()()	"	0.000		0.000111	五二	六〇	0.0	七二	五三	二七四	三五〇	七二	三五〇	五七六	七二	通常常	; ; ;
〇 1 国、国〇〇	"	= -	0	= -	五二	O +\0		二	五三	二七四	〇 三五〇	ニ 七二	三五〇	六五七六	二 七二	通常最大 活水等の一日当たりの量(㎡))

 令和 4	年6月	月14日	火曜	量日	Ц	4	П		県	幸	ž	(5	定期)		第 3	12 号		-
六五	"	"	"	六一一ニ	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	六一ーハ	"	"	- =
<u> </u>	七 · 五	七.	七 · 五	七	"		七・六	"	"	"	七 五	"	九 · 五	七 五	九 · 三	"	"	-
 Ξ ≀ O	八 · 六 \ 五	九~六	八 · 六 \ 五	九~六	"		九~六	"	"	"	八 · 六 \ 七	"	一 ○ ≀ 九	八 · 六 \ 七	一 ○ ≀ 九	"	"	_
 ===	五	七・六	五	六 · 六	"		五.	"	三	"	五.	九四〇	-, -==0	三	1111110	四 九	"	-
-1 00	<u> </u>		<u> </u>	一 五 · 八	"	I	八	"	<u> </u>	"	110	"	1,1100	<u> </u>	五〇〇	一二六	"	_
100	"	"		- 1111	"		五. 五. 五.	"	五.	"	<u> </u>	"	五〇	五	100	11, 000	"	
二五〇	"	"	100	六五	"		_ 九	"	五〇	"	"	"	100	五〇	1100	五、〇〇〇	"	
,	"	,,	"		"			"	"	"	O·七	"	_	し・七	1 . 11	"	"	-
	"	"	一 · 五.	五.	"		"	"	"	"	一 · 五	"	=	一 五	1 . 111	"	"	=
0	"	"	加 ・ ・ 五	〇 · 五.	"		"	"	"	"	"	"	"	が ・ ・ ・ 五	0	"	"	-
	"	"	л. О	一.八			"	〇 · 五	"	"	"	"	"	"	0	"	"	-
	九六〇	==, -==0	九六	七、九二〇	"		0.00六六	三八〇	三、六〇〇	九、二六四	五、八八〇	〇 · 一七	○・五七	一二八		八、三三八	10,000	-
	九六〇		九六	0 111, 1100	"	0		三八〇	三、六00	九、二六四	五、八八〇	七 〇·一七	七〇・五七	八二二八		八一二、〇九八	0,000	- 四 -

		,	2 2 3 1 1 1	疑集冘酘処理施設		種類		二 処理施設に	遠心分離及び濾過施	共同処理施	遠心分離施
	処理後	処理前	処理後	没 処理前		知 項 目		による処理	製鋼	製鉄筋コン	設鋼製・
	七	七:	七・五	七	通常	水麦	汚	前及び処理	・ステンレス製製・エポキシ	コンクリート	エポキシ製
	"	"	"	八.五~六	最大	(水素指数)	水水	生後の汚水笠			
	四 · 八	九 七	 	四四二二	通常	化学的酸素要求量	等	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	一、四八時)	(***/時)	(m³ 八 日)
	<u> </u>	一 七 八	一六	一 七 七	最大	mg / 化)	の	息の値並び	濾過・	中和・凝	遠心
	八	五〇	六〇	11,000	通常	浮遊物	汚	に汚水等	遠心分離し	凝集沈殿 /	分離
	<u>-</u> -	1100	七〇	五、〇〇〇	最大	(mg 質 / e) 量	染	の量	″	″	"
	"	"	"	検出せず	最大	(mg鉱油 / ℓ)	状		"	"	"
	"	,,	,,	_	通常	窒	態				
	"	"	"	一 五	最大	(mg / ℓ 素	の		変動	変動	"
	O・O:<	"	"	〇 · ○ 八	通常		値		なし	ありり	令
	"	"	"	一 · 五	最大	燐(mg/ℓ)					令和匹 七、上
	111, 11100		二、七七〇	九、三七〇	通常	一、汚水等の一日			"	"	六个和匹七、十
		0 11, 七七0	〇 二、七七〇		最大	一門 一門 一門 一門 一門 一門 一門 一門			"	"	六一令和四七、六

_		<u>н</u>	সং	•	ŦK		(Æ	741/		% 0 i		
	設心分離及び濾過施	共同処理施設	遠心分離施設	脱窒施設	凝集沈殿処理施設	理施設還元中和凝集沈殿処	還元処理施設	共同処理施設	還元中和処理施設	理施設還元中和凝集沈殿処	設中和凝集沈殿処理施	凝集沈殿処理施設
	製・ステンレス製鋼製・エポキシ	製筋コンクリート	鋼製・エポキシ製	"	"	"	製筋コンクリート	シート内張り ニール	グ製 ステンレス製・鋼	"	"	製筋コンクリート
	一、四八五	(*************************************	(m ³ 八〇〇	九、三六〇	(m³ /九三	二、 (t/日)	(t/日)	二九、四〇〇 (t / 日)	(t 五五 日)	T	三四二、〇〇〇	(㎡/時)
	濾過・遠心分離	中和·凝集沈殿	遠心分離	生物処理	凝 集 沈 殿	集沈殿 還元·中和·凝	還元	沈殿	還元・中和	集沈殿 還元·中和·凝	中和·凝集沈殿	凝集沈殿
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	変動なし	変動あり	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	令和四、七、六								Ē	光
	"	"	令和四、七、六									
	"	"	令和四、									л У

六

_	令和	14年	6月	14日	火曜	H	Ц	4	П		県		報		(定其	月)		第 31	12 号	
_	下 夕 五 力	共 司 処 里 奄 没	F	還元中和処理施设	理施設	還元中和凝集沈殿処	改	中和凝集沈殿処理施	3.4. 公原 夕田 方言	疑集冘砓処理商设	ス タ 离 方	由水子維布安	設	中和凝集沈殿処理施	,	, ,	多 多 多 多 多 多 多 多 多 多 多 多 多 多 多 多 多 多 多	疑集 尤 毀 见 里 奄 殳	武	中和凝集沈殿処理施
_	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前
	"	七.五	七		八	=	"	七・六	"	六	六三	七・八	八:三	四	"	七 · 一	"	七	八.五	"
	"	"	九~六	<u></u>	九≀七	 :O <i>ì</i> —	, ,,	"	"		七・二~五	• •	九~六	_ =	, ,,	"	"	"	九~六	
	"	八 · 五	1110	九	七	三七・八	"	六:二	 	八四	1110	一 四 〇	七・九	二九・四	三.四	七・六	三。四	六 五	九 · 四	三,八
	"	一九・七	五〇	一二・六	五.九	九七・五	"	=	四〇	一七四		11三七	五.九	八一・三	八.九		八.九	三五五	110	七二・六
_	"	六・九	100	七〇	110	1100	"	五 五.	1110	111,000	110	三五五五		一〇六	110	<u> </u>	四	四110		四七
	"	四〇	一八〇	五〇	1110	1100	"	四〇	1110	111,000	五.	四五三	1110	五五五五	四〇	100		四八〇	一九	1110
	"	四四	"	検出せず	_	11,000	"	四	"	_		11,000	_	11100	"	検出せず	"	"	_	八〇
	"	五六	"	四 七 五	"	一四七·八	"	一 六	"	九二・六	"	_	"	三五四四	"	"	"	_	"	_
_	"	八三	"	九四	"	三三二五五	"	六三	"	一六六三	"	一 · 五.	"	四三六三	"	一 · 五.	"	四.九	"	九八四四二:一
_	"	0.	"	〇・三八	"	0.11111	"	- 〇・〇七	0 .	0 .	"	○・八八	"	0 .	"	〇 · · 五	"	〇·六	"	0 : =
_	"	〇・六八	"	〇 · 五	"	〇 : <u>元</u>	"	〇・七二	O	〇·六	"	〇·八八	"	〇·二六	"	0	"	一.八	"	"
_	"	三〇、六七五	"	九九六	二、五〇八	二、九〇八	"	二八、一五〇	"	二、〇六六	六〇	六三	三、四一五	三、六七五	五、四四〇	六、二四〇	六五〇	七00		二、三七二
七 _	''	三二、二八〇	"	一、一四六	二、五〇八	二、九〇八	"	111, 1110	"	二、	六〇	六三	三、四一五	三、六七五	五、四四〇	六、二四〇	八五〇	九〇〇	二、二1七	二、三七七

山

П

三二、二八〇	三〇、六七五	〇 : : : : : : :	O .	八三	五 五 · 五	<i>"</i>	"	六 九 九	七	· 五 一 九	八.	五.	七:	水口	No. 2 排
=======================================	二八、一五〇	O·七二	O· O七	六三	一六	四	<u> </u>	五. · 五.	= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	<u>-</u>	九 (六 六 六	六	七:	水口	No.1排
	通常	最 mg / ℓ	常 燐	最 mg / 化 素	常	最大 mg が が が が が が が の の の の の の の の の の の の の	大化量	常物質	大 () 量	最繁素	通化学	(水素指数)	通水素イ	水口	排
たりの量(sm)	排出水の一日当たりの量		値	0	能		染	ח		10 TO		是 出	E		<u>.</u>
											量	び排出水の	汚染状態の値及び	水 の	五排出
八〇〇	六〇〇	"	"	"	"	"	三五五	五五	八 · 九	二 六	"	"	処理後		設
1111, 1100	七、九二〇	一 · 八	〇 · 五	五.		_	六五	1 1111	一 五 · 八	六 · 六	"	"	処理前	遠心分離及び濾過施	遠心分離
"	"	"	"	"	"	"	 0 0	<u> </u>	"	"	九~六	七	処理後	夕 到 方 言	井
四、000	国、000	〇 ・ 〇 五	〇 · 元	五	五	11	一、八〇〇	100	111	<u> </u>	一 三 ≀ 七	1 1	処理前	里	司
1,01111	1,01111	"	"	"	"	"	五〇	===	<u>=</u>	五 · 七	"	八	処理後	方	ji 4
国、国〇〇	一 国、 国 〇 〇	一 · 五	〇· 〇八	一 · 五	_	検出せず	1100	五〇	一 八 三	九 · 四	八 ・ 五 \ 六	"	処理前	推	7
"	"	Ξ	0.11	一八〇	1 1110	"	四 二 五	110.11	三五	"	"	七 五	処理後	加記	E S
五、九三三	五、九二三	〇 <u>:</u> 五	0	三九二・四	二〇九	_	六二	六・二	一 五 · 九	七 · 五	"	八	処理前	<u>ti</u>	
"	"	O -	0 .	"	"	"	1110	1110	四〇	<u>-</u>	"	"	処理後	身 彩展处理 方言	美
二、一四一	二、〇六六	〇 · 六	0 · 11	ー ナナ・ニ	九二・六	〇 · 五	111,000	111′000	一 七 四	八 四	"	六	処理前	受几里	 疑
一、六〇九	一、六〇九	"	"	"	"		1110	<u> </u>	一 七 五	七	九~六	八	処理後	理施設	理施設
二、二〇九	二、二〇九	〇·二 <u>四</u>	〇· 一八	四七三·八	二九四・七	11100	1100	1110	七九・二	1110 • 1	_ <u>=</u> ≀ –	1.1	処理前	和凝集沈殿処	還元中和
"	"	"	"	"	"	"	一 五 〇	八〇	1110	七 ()	一 二 ≀ 七	八	処理後	夕 理 旅 記	透 力
	一 四 三	〇 · 五	0	1100	- - - -	検出せず	<u> </u>	五〇	 O O	五.	一 二 <u>≀八</u>		処理前	色	Ĉ

山口県告示第百六十二号

る。 づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示す 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基

縦覧に供する。 での間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年六月十四日から同年七月五日ま 当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基

令和四年六月十四日

村 岡 嗣

政

山口県知事

氏名又は名称 日鉄ステンレス株式会社

申請者の氏名又は名称及び住所

工場又は事業場の名称及び所在地 東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

名称 日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所 (周南エリア)

所在地 周南市野村南町四九七六番地

特定施設の種類

県

又はアルカリによる表面処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十五号の酸

口

変更しようとする事項の内容

山

兀

更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。 特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変

排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

_						
					種	
_	>	7 ∄	Ĭ.		類	
	変更前	変更後	変更前		項目	
				通	水素	
_	"	"	=	常	インオ	
				最	素 イ オ ン 濃 度	
	 	五~一		大	数度	汚
				通	化学	水
	三五	"	五〇	常	子的酸	
_	<u> </u>			最	散素 要	等
	-1 1.	"	=		√求 ℓ	
	九〇		= 0	大通		の
					浮遊	汚
	"	"	六	常	物	17
				最	へ mg 質	染
	"	"	<u> </u>	大		
_				通	窒	状
	"	"	1100	常		
_			0	最	(能
	110	四四			mg / ℓ 素	の
_	1100	五〇	100	大通	·)系 ——	
	<i>"</i>	"	\circ	通		値
			0	常最	燐%	
				最		
	"	"	0 :	大	mg/e)	
_				通	涯	ĵ
	二、	二、	=		水等 σ	ر آ
	二、八八〇	二、一〇八	二、八八〇	常		
_				最	汚水等の一 日当たりの量 (m)	i -
	=	二、	二、		<i>の</i> 量	[
	二、八八〇	二、一〇八	二、八八〇	大	m	3
_		/ \		_		

Щ

(___)

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

П

県

(定期)

			凑	疑集尤没几里			種	
_			方言	生 也 			類	
夕玉 育一	几 里 前		儿 里 参	夕 野育	几 里 前		項	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		I	
_	七・五~七	// 八·五 \ 六	七・五七・五八七・五八七	七 八 五 六	七·五 七·五 七·五 七·五	通常最大	水素イオン濃度	汚
	九.四	<u>ш () ,</u>	<u></u>	四四二二		通常	化学的酸	水
	一八・三	"	一六	一 七	八一	最大	化学的酸素要求量	等の
_	九〇	"	六〇	一七二、000五、000	人 1300 = 3100	通常	浮遊物	污污
	1110	"	七〇	五、〇〇〇	111,1100	最大	mg / 質 し 量	染
	1	検出せず		検出せず	1	最 大 通	mg 鉱油類 窒	状
_						常最	mg	態
_		一 五 五		一 五		大	<i>プ</i> €素	の
		五 〇 . 〇 八		· 五 〇· 〇八		通常	燐%	値
		一 · 五	ı	一 五	ı	最大	(mg / e)	
	110, 1100	五 二、七七〇	11, 11110		二、四八〇	通常	一門水等の一日当たりの量(m)	
	二〇、二〇〇 一九、八五〇	11、七七〇	1, 11110 11, 11110	九、三七〇 一三、一三〇	二、四八〇	最大	ったりの量 (m))

考
「六五」及び「七四」とは、
水質汚濁防止法施行令別表箆
一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び
^による表面処理施設及び同表第七
七十四号の特定事業場から排
出される水の処理施設

施設をいう。	同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。	事業場から排	一四号の特定専	吸び同表第七	>表面処理施設	ルカリによる)の酸又はア	「六五」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び	法施行令別表符	水質汚濁防止	七四」とは、小	一及び「」	備考「六五
"	三〇、六七五	〇 七	"	八三	"	<u> </u>	"	一 九 七	"	九~六	"	変更後	-1 P
三二、二八〇	二六、三七〇	0 : =	· -	六五・一	五 五 · 五	四三	六.九	一六	八 五	八 七 · 八 · 五	七 五	変更前	L U
九〇八	九〇八	"	"	三五〇	一 四 〇	"	"	"	"	六~一	"	変更後	,
三、五五〇	三、五五〇	"	"	11100	1100	"	"	"	"	四~二	"	変更前	<i>'</i>
1,0011	1,0011	"	"	五〇	二八〇	"	"	"	"	五~一	"	変更後	,
三、五五〇	三、五五〇	"	"	11100	1100	"	"	"	"	四~二	"	変更前	,
一、二四四	一、二四四	"	"	四五〇	1140	"	"	"	"	五~一	"	変更後	
三、五五〇	三、五五〇	0 :	0	11100	1100	"	"	八三・三	三〇 : 五	"	"	変更前	·
"	"	〇 · 五	"	六〇〇	二七〇	"	"	"	"	四~二	"	変更後	8
一、六八〇	一、六八〇	O <u>=</u>	○ <u>Ξ</u>	11011	11011	110	五〇	五九・二	二九	二	四	変更前	
一、七〇〇	一、七〇〇	"	"	四 〇 〇	"	"	"	"	"	五~一	"	変更後	

_	令和]4年	6月	14日	火曜	日 ——	Ц	4	П		県		報		(定其	月)		第 31	2 号	
	施設編集沈殿処理					"				凝集沈殿処理施設				施設 中和凝集沈殿処理				"		
Í	処 理	夕 王 名	型 髪	多五	见 里	í Í		夕	処 里前	5 H		5 T		夕 王 名	型 髪	夕 王 言	见 里前	夕 王 名		
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
_	七.八	八:三	七 · 五	"	四	七· 一	七.八	七 · 一	七 五	七	七 : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	七	七:::	八 · 五	七 · 五	七	=	七	七 · 五	七・二
_	八 七 · 二 · 八		七 · 五 \ 七	<u> </u>		九~六	七 八 \ 七	九~六	七 七 七 (五		七七十六二		七 七 : 六 : 二		七 · 五 \ 七	_ ○ \ =	四~二	八 · 五 ≀ 六	七 · 五 \ 七	八 · 五 (六
_		"	七 九	二九・四	三〇・四九	"	三	"	七・六	"	三	六 · 五	七・六	"	九 · 四	三 · 八	二七・七	"	四 · 八	九 七
		"	一 五 · 九	八一・三	八三・三	"	八 · 九	"		"	八 九 九	三元五		"	110	七二・六	五六・四	<u> </u>	七 · 八	一七 · 八
_	五五五五	"	 O	一〇六	五.	110	 O	<u> </u>	110	"	四四	"	四10	"	 O	"	四七	"	八	一 五 〇
	四五三	1110	110	五五五	1110	四〇	五五	100	五〇	"	 	"	四八〇	"	一九	1 10	一 一 四	"		1100
	1110,000	_	〇 · 五	11100	<u> </u>	検出せず		検出せず		_		_		_	検出せず	八〇	"	検出せず		検出せず
_		五五四	11110	二五四四	111110	_		_		_		_		一九八八	110111	一 九 八	110111	_	I	_
		四三六:三	11100	四三六:三	11100	一 · 五		一 · 五		四 · 九		四 · 九		四四二一	110111	四四二一	110111	一 · 五		一 · 五
		0	0	0	O .	〇 · ○ 五		〇 · ○ 五		〇· 六		〇 : 六		"	"	"	0 <u>=</u>	O·O六	l	〇 · 〇 八
		O·二六	O .	O·二六	0	O .	l	O .	l	一 · 八	l	一 · 八		一 · 五	O . Ξ	一 · 五	0 <u>=</u>	一 · 五	I	一 · 五
	1 1 0	三、四一五	三、二九〇	三、六七五	三、五五〇	五、四四〇	六、七四〇	六、二四〇	六、八四〇	六五〇	一二、二八〇	七00	111、四〇〇	11, 11111	11, 111110	二、三七二	二、四八〇	111, 11100	110, 1100	一二、七七〇
	-10	三、四二五	三、二九〇	三、六七五	三、五五〇	五、四四〇	六、七四〇	六、二四〇	六、八四〇	八五〇	一二、二八〇	九〇〇		二、二七	11, 11110	一二、三七七	二、四八〇	111, 1100	一九、八五〇	111、七七〇

	令利	[] 4 年	6月	14日	火曜	H	Ц	4	П		県		報		(定其	月)		第 31	2 号	
	還元中和処理施設				処理施設 還元中和凝集沈殿					施設	中和凝集沈殿処理		凝集沈殿処理施設					由火子推在安		
処理前		女 王 名	<u>见</u> 里 发	5 1		5 王 名	<u>见</u> 里	5 1		5 王 名	処 理 後	<i>y</i>	処理前	女 王 名	几 里 参	5 1		女 王 名	见 里 发	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
	七 · 五	七	八		九	八.三	七 五	"	=	"	"	"	七・六	"	"	"	六	六・三	七 · 二	"
.	て ・・ て(五	九~六	八 · 九 \ 八	<u>-</u>	<u> </u>	九~七	八 七 · 八 · 五 八 · 五	-	Ξ≀-	·九~六	八 七 ·八·六		八 七 · 八 · 六	"	"	"	九~六	"	七 六 · 二 \ 五	"
	八 · 五	1110	九	九 · 四	一 七	"	七	三七・八	三五	"	"	"	六 : 1	"	<u></u>	"	八四	1110	I	一 四 〇
	一六・六	五〇	五五	一二・六	四二	一 五 九	九〇	九七・五	九〇	=======================================	一 〇 七		一〇・七	四〇	三八	"	七四四	100		11三七
	六・九	- - 0 0	三五	七〇	<u></u>	110	八	1100	六	"	"	"	五. 五.	"	1110	"	111,000	"	110	"
	四三	八〇	110	五〇	六〇〇	====	四〇	1100	110		四五	四〇	四五	"	1110	"	111,000	"	五〇	"
	四	"	"	"	検出せず	_	五.	11,000		"	"	"	四	_	〇 · 五		〇 · 五	100	四	11,000
	五 五 · 五	四七・五	111110	四七・五	111110	一四七·八	1]1110	一四七·八	111110	"	"	"	7. 1	九二・六	一五五	九二・六	一五五	_		1
	六 五 ·	九四	11100	九四	11100	三三五	11100	三三元五	11100	六三	五五	六三	五五	一六六:三	五〇	一六六:三	五〇	一 · 五		一 五
	○ ·	〇・三八	0	〇・三八	0	0 · 1 111	0	0 · 1 111	0 .	"	"	"	O· O七	O -	0	0	0	〇 · 八 八		〇 ·八八 八八
	○ <u>=</u>	〇 · 五.	0 .	〇 · 五.	0 .	〇 <u>:</u> 五	O .	〇 <u>二</u> 五	0 · 11	〇・七二	〇· 六一	〇・七二	〇· 六 l	"	O .	O· 六	0 .	〇·八八 八八	I	〇 · 八 八
	二六、三七〇	九九六	四六〇	九九六	四六〇	二、五〇八	二、四八二	二、九〇八	二、八八二	二八、一五〇	二四、一八〇	二八、一五〇	二四、一八〇	二、〇六六	一、二七〇	二、〇六六	一、六〇五	六〇		六三
	三二、二八〇	一、一四六	五一〇	一、一四六	五一〇	二、五〇八	二、四八二	二、九〇八	二、八八二	"	"	"	111, 1110	二、一四二	1、二七0	二、一四一	一、六〇五	六〇	<u> </u>	六三

-	日华中0万14日 八唯		н н								(足朔)				第 312 万				
		当	兑 			没有: 范原 夕王·方言	疑集尤股心里 布安			処理施設	還元中和凝集沈殿		還 元 処 理 施 設				共同処理施設		
	夕 到	<u>见</u> 里 美	夕 野 龍	见 里 前	女 王 名	型 美	夕 野 崑	<u>几</u> 里	女 王 名	<u>见</u> 里 美	\$ 1	见 里前	5 王	型 美	夕 野育	<u>几</u>)里	女 王 名	元)里 爰	
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
	"	七 五 五	八	七 五	"	"	"	六	八	七 五 五	"	=	八	五五	<u></u>	=	"	"	"
7		八 八 八 · 八 · 七	九~六	八 八 八 (七	, ,,	"	"	"	九~六	七 · 五 (七	 三	_	"	_ _ 二 \ 七	_ _ _ : 八	四~一	九~六	八 七 八·五 八·五	九~六
	七.五	七・四二	七.五	七・四二	"		"	八四	"	七	110.1	三五	七〇	三五	五〇	三五	"	"	"
	三五	一六・六	一 五 九	一六・六	<u> </u>	三八	"	一七四	"	一 七 五	七九・二	九〇	1110	五〇	100	五〇	一九・七	一六・六	一九・七
	110.11	九 · 一	六 : 二	九 · 一	"	1110	"	111,000	<u> </u>	八	1110	六	八〇	<u> </u>	五.	<u> </u>	"	"	"
-	四 二 五	二八・五	六二	二八・五	"	==0	"	111,000	=======================================	<u> </u>	1100	110	一 五 〇	- 0 0	1 1 0	100	<u> </u>	四三	<u> </u>
	_	二	_	二	"	"	"	〇 · 五	_	検出せず	11100	_	"	"	"	検出せず	"	'y	"
	"	1 110	二〇九	111110	九二·六	一五五	九二・六	一 一 五	二九四・七	1100	二九四・七	1100	- - 0 0	検出せず	- 0 0	検出せず	五六	五 五 · 五	五 六
	八〇	1100	三九二・四	11100	九二六一六六三	一 五 〇	- · 六 - 六六·三	一 五 〇	四七三・八	1100	四七三・八	"	1100	検出せず	1100	検出せず	八三	六五・一	八 三
	0 . 111	<u>·</u>	0	0	· -	0	0 :	0	〇 · 八	0 :	〇 · 八	"	0 :	二. 五.	0 :	三五五	"	"	"
	[]		〇 <u>:</u> 五	〇 · 五	"	<u>·</u>	O : 六	· -	〇 二 四	0 :	〇·二四	0 :	〇 · 五	三五五	〇 · 五	三五五	〇・六八	0 : =:	〇・六八
	五、九二三	五、七七二	五、九二三	五、七七二	二、〇六六	一、二七〇	二、〇六六	一、六〇五	一、六〇九	二、四八二	二、二〇九	二、八八二	一四三	八〇〇	一四三	八〇〇	三〇、六七五	二六、三七〇	〇・六八 三〇、六七五
	五、九二三	五、七七二	五、九二三	五、七七二	二、一四一	一、二七〇		一、六〇五	一、六〇九	二、四八二	二、二〇九	一二、八八二	一四三	八〇〇		八〇〇	"	"	"

令和四年六月十四日

機構岩国医療センター独立行政法人国立病院

岩国市愛宕町一丁目一番一号

令和七、

__

名

称

所

山口県知事

村

岡

嗣

政

地

認定が効力を有する期限

(定期)

No.

No. 2

排

水

 \Box

変更前

七 五

八.

Ŧī.

六・六

六

九

四

五. 五.

· 五

六五

· -

0

÷

二六、三七〇

三二、二八〇

変更後

"

七 · (五九(六

 $\overline{}$

四 \bigcirc

"

六

〇・七二

二八、一五〇

 \widehat{m}^3

変更後

九

四

八三

 \circ

六八八

 \equiv

六七五

	É	色	312	号					
	. 1		排						
打									
ス	K		水 口						
	変更前		項目						
	七	通	水素						
	六	常	(水オ	排					
	八 · ·	最	素指数)						
六	八~六	大通		出					
	六:	常	化学的酸	-14					
	1 0	最	大 素要求	水					
)・七	大	<i>ℓ</i> 量	の					
	五.	通	浮						
	五 五	常	遊	汚					
		最	〜物 mg /質	行					
	四 五	大	ℓ 量	染					
		最	mg鉱 /油	木	-				
	四	大	(類	状					
	_	通	窒						
_	六	常	mg	態					
	_		g / 大素						
	五	大	<u></u> 一	の					
	0.	通							
	七	常	燐%	値					
	0七 0 : 六	最	mg	胆					
	六一	大	ℓ						
	二四、一八〇	通常	# : :						
		最	日当たりの量(

山口県告示第百六十三号

扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一 項の規定により、 医療

令和四年六月十四日

県

П

所術 山口県知事 所

在

指 定

日

村

岡

嗣

政

号 防府市栄町一丁目一一番一八 令和四、 年 匹 月

山

増田

剛

ますだ整骨院 名

氏施 名術者の

施

称

山口県告示第百六十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ

次の病院を救急病院として認定した。

山口県告示第百六十五号

改良区の定款の変更を次のとおり認可した。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定に基づき、 土地

令和四年六月十四日

土地改良区の名称

下関市菊川町土地改良区 下関市豊田町土地改良区

> 認 可

> > 山口県知事

村

岡

嗣

政

令和四、 瓦 \equiv

年

月

日

"

"

山口県告示第百六十六号

路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

て一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和四年六月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課におい

令和四年六月十四日

山口県知事 村 岡 嗣

政

道路の種類 県道

道路の区域

線

名

中ノ川於福停車場線

兀

報

区 間 旧 新別 新 旧 最最 広狭 最最 広狭 (メートル)が地の幅員 二 六五 〇五 〇五. 〇五. (メートル) 延 11110.0 111110.0 完了による。 道路改良工事の 備 考

山口県告示第百六十七号

(定期)

路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

て一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和四年六月十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

令和四年六月十四日

口県知事 村 岡 嗣 政

Ш

停車場線 中ノ川於福 道	路 線 名
同市豊田前町麻生上 同字二三八の五地先まで美祢市豊田前町麻生上字木屋二六一の一地先から	供用開始の区間
令和四年六月十五	供用開始の期日

Щ

口

(一〇九) 令和四年クリーニング師試験の実施

四年クリーニング師試験を次のとおり実施します。 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、令和

令和四年六月十四日

山口県知事 村 岡 嗣 政

試験の日時及び場所

 (\Box)

場所

令和四年九月四日 (日曜日) 午前十時三十分から

> 山口県総合保健会館 山口市吉敷下東三丁目一番

試験の内容

学科試験

衛生法規に関する知識

公衆衛生に関する知識

洗濯物の処理に関する知識

3 2 1

技能試験

洗濯物の処理に関する知識

1

(2) (1) 薬品の鑑別

繊維の識別

(3) 絵表示の判別

洗濯物の処理に関する技能

2 白無地カッターシャツ(木綿一〇〇パーセントのもの)のアイロン仕上げ

受験資格

り同条に規定する者とみなされる者を含む。) グ業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百五十四号)附則第五項の規定によ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者(クリーニン

几 受験願書の受付期間

月二十五日までの消印のあるものは、有効とする。) 令和四年七月四日(月曜日)から同月二十五日(月曜日)まで(郵送の場合は、

七

Ŧī. 受験願書等の提出先

県内に居住する者

該住所地の市役所とし、 住所地を所管する保健所(萩市又は山陽小野田市に住所地がある者については当 防府市に住所地がある者については山口県山口環境保健所

県外に居住する者 山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

とする。)

提出書類

受験願書

履歴書

受験資格があることを証明する書類

(四) (三) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、 出願前六月以内

所

令和4年6月14日

火曜日

山

口

県

報

(定期)

第 312 号

報

(一一一) 基本測量の実施の終了

国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省

令和四年六月十四日

山口県知事 村 岡 嗣

政

作業の種類

基本測量(時空間変位確定測量)

二 作業の地域

作業の期間

令和四年一月一日から同年三月三十一日まで



山口県公安委員会告示第二十二号

一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二条第二項第

令和四年六月十四日

口

Щ

口県公安委員会

Ш

講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

令和四年七月二十五日(月曜日)から同月二十九日(金曜日)までの午前九時にいう。)の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)第七条第一項の警員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十員新規取得講習(法第二十二条第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備日時

以下司じ。) イ 追加取得講習(講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。

から午後五時三十分まで及び同年八月一日

(月曜日) の午前九時から午後六時二

三

受講申込書の受付期間

たご令和四年七月二十八日(木曜日)及び同月二十九日(金曜日)の午前九時から午後五時十五年後五時三十八日(木曜日)及び同月二十九日(金曜日)の午前九時から

場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会

講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第一号に規定する業務(以下「第一号警備業務」という。)

受講者の定員 二十人

講習対象者

新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること

┌─最近五年間に第一号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

いう。)の交付を受けている者ものに限る。)に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」とものに限る。)に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」と下「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(第一号警備業務に係る不 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以

受けた後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているものに係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付をウ 検定規則第四条に規定する二級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。)

項に規定する一級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。)に合格した者六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)第一条第二人 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和

限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上、旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第一号警備業務に係るものに

第一号警備業務に従事しているもの

追加取得講習

交付を受けている者であって、かつ、〇のアからオまでのいずれかに該当する者第一号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の

は、受付を締め切るものとする。ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したとき令和四年六月二十七日(月曜日)から同年七月一日(金曜日)まで

受講申込書の提出先

四

山口県内の最寄りの警察署

報

口

Ŧī. 受講申込書の提出方法

受講申込書は、 持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

則第八条の合格証の写し及び第一号警備業務従事証明書 条の合格証の写し、二の○のオに該当する者にあっては二級の検定に係る旧検定規 従事証明書、二の①のエに該当する者にあっては一級の検定に係る旧検定規則第八 ウに該当する者にあっては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第一号警備業務 業務の従事期間に関する証明書(以下「第一号警備業務従事証明書」という。)、 二の□のイに該当する者にあっては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の□の 二の〇のアに該当する者にあっては履歴書及び警備業者等が発行する第一号警備

写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影し

た無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を

七 受講手数料

県

白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。 ようとする者にあっては二万三千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余 新規取得講習を受講しようとする者にあっては四万七千円、追加取得講習を受講し

講習の実施の委託

する。 講習は、 山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施

九 その他

山

便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、 察本部生活安全部生活安全企画課(電話○八三−九三三−○一一○)にすること。郵 宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。 この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番 又は八十四円分の切手を貼った 号 山口県警

公

般競争入札の実施

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

令和四年六月十四

村 岡 嗣 政

入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

 (\longrightarrow) 物品等の名称及び数量

運転免許証両面プリントシステム

式

 (\Box) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による

(\equiv) 使用期間

令和五年一月一日から令和六年十二月三十一日までの間

使用場所

(四)

山口県岩国警察署ほか二十四箇所

入札参加資格

- いずれかに該当する者でないこと。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号の
- 札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配 人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入
- 等の種類等に関する告示(令和四年山口県告示第二十二号)に基づく資格審査にお 号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約 いて、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の買入れ、借入れ及び売払い びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並 の競争入札参加資格を有する者であること。 に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業
- 及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていな いこと。 令和四年六月十四日から同年八月二日までの間のいずれの日においても業務委託

契約条項を示す場所

 \equiv

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

入札説明書及び仕様書の交付

四

山口県警察本部交通部運転免許課において交付する

 (\Box)

場所

山口市滝町一番一号

山口県警察本部二階入札室

Ŧī. 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

額をもって落札価格とするので、 る額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当す 記載方法 入札者は、見積もった額の百十分の百に相当する

提出場所

金額を入札書に記載すること。

山口県警察本部警務部会計課

受領期限

令和四年八月一日午後五時(入札書を持参する場合は、令和四年八月二日午前十

六 入札を執行する場所及び日時

日時 令和四年八月二日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

口

八

無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

入札参加資格のない者がした入札

記名のない入札

Щ

○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

落札者の決定方法

札者とする。 き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

十 その他

契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

 (\equiv)

契約書の作成の要否

(四) 契約保証金 免除する。

(五)

をする場合は、令和四年七月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課 この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

詳細については、山口県警察本部交通部運転免許課 (電話○八三-九三三-三九六○)に申請書を提出すること。 (電話〇八三-九七三-二九

+| Summary

○○)に問い合わせること。

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

- system for driver's license Nature and quantity of the products to be leased: 1 set of double-sided printing
- (4) Place of use: Yamaguchi Prefectural Iwakuni Police Station and other 24 places (3) Period of use: From January 1, 2023 to December 31, 2024
- License Division, Traffic, Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, Division in charge of the procurement and Contact point for the notice: Driver's
- (6) Deadline for tender submission: 5:00 P.M., July 26, 2022 (If brought in person: 11:00 A.M., July 27, 2022)

3560-2 Ogori-shimogo, Yamaguchi City (Tel. 083-973-2900)

令和四年六月十四日発行 令和四年六月十四日印刷

発発 行行 人所

山口県知事庁